

平成28年度
第1回（仮称）神崎中学校区統合校運営委員会

日時：平成28年6月7日（火）

19:00～

場所：こうざき校区公民館・会議室

I 開会のことば

II 出席者自己紹介

III （仮称）神崎中学校区統合校運営委員会規約（案）について

IV 会議の傍聴に関する要領（案）について

V 委員長、副委員長選出及びあいさつ

VI 議事

1 経過報告

2 統合校運営委員会の運営について

3 その他

VII 閉会のことば

VI 議事

1 経過報告

- (1) 神崎中学校区適正配置実施計画について
 - ・ 1/27(水) 神崎中学校区適正配置実施計画の決定
- (2) 神崎中学校区適正配置実施計画の説明について
 - ・ 2/ 2(火) 神崎中学校区適正配置地域協議会委員
 - ・ 4/ 5(火) 神崎中学校区自治委員
 - ・ 4/22(金) こうざき小学校PTA
 - ・ 5/ 2(月) 神崎中学校PTA
- (3) 小中一貫教育に関する制度の類型について

2 統合校運営委員会の運営について

- (1) 開催回数 学期に1回を予定(6月、10月、2月)
 - 第2回・・・10月13日(木)頃予定
 - 第3回・・・ 2月 9日(木)頃予定
- (2) 会 場 こうざき校区公民館・会議室
- (3) 時間帯 19:00～20:30
- (4) 広 報 広報紙を作成
 - ・ 小中学校の保護者へ配布
 - ・ 全世帯に回覧板で回覧
- (5) 協議・報告事項 資料集参照

3 その他

- (1) 第2回統合校運営委員会の開催案内
 - ・ 9月上旬頃に発送予定

第1回（仮称）神崎中学校区統合校運営委員会

資料集

(仮称)神崎中学校区統合校運営委員会 構成員一覧

(敬称略)

組 織	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
自治委員連絡協議会	稲生 亨	本神崎校区会長
	幸野 幸人	木佐上校区会長
	伊藤 一亀	大志生木校区会長
こうざき小学校	渡辺 文人	学校長
	小野 裕治	PTA会長
	伊藤 康裕	PTA副会長
神崎中学校	山村 良一	学校長
	若林 淳一	PTA会長
	伊藤 敦子	PTA副会長
大分市	御手洗 功	学校教育課長
	池辺 誠	学校施設課長
	津田 克子	教育企画課長

事務局	正池 功	教育企画課 参事
	山本 豊	教育企画課 参事
	吉田 健治	教育企画課 主査
	岩崎 朋子	教育企画課 事務員

(仮称)神崎中学校区統合校運営委員会規約(案)

(委員会の目的)

第1条 神崎中学校区統合校運営委員会(以下「委員会」という。)は、神崎中学校区における小中一貫教育校の運営に係る準備や小規模特認校制度の導入等を円滑に進めるため、必要な事項に関する協議を行う。

(所掌事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

- (1) 小中一貫教育校の運営に係る検討
- (2) 小規模特認校制度の導入に係る検討
- (3) 学校名、校歌、校章の改正に係る検討
- (4) 制服の導入に係る検討
- (5) PTA組織の改編に係る検討
- (6) その他、委員会が必要と認める事項

(委員会)

第3条 委員会の委員の構成は別表第1のとおりとする。

2 委員の任期は平成30年3月31日までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を主宰し、必要に応じて委員会を招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があった時、又は委員長が欠けた時は、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、公開とする。

2 会議の傍聴に関する事項は、別途定める。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は教育委員会教育企画課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会で協議のうえ決定する。

附則

(施行期日)

この規約は平成 年 月 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

本神崎校区自治委員校区会長、木佐上校区自治委員校区会長、大志生木校区自治委員校区会長
こうざき小学校長、こうざき小学校 PTA 会長、こうざき小学校 PTA 副会長
神崎中学校長、神崎中学校 PTA 会長、神崎中学校 PTA 副会長
学校教育課長、学校施設課長、教育企画課長

(仮称)神崎中学校区統合校運営委員会の会議の傍聴に関する要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、神崎中学校区統合校運営委員会規約第5条第2項の規定により、神崎中学校区統合校運営委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

- 第2条 会議の傍聴希望者は、受付において、傍聴希望者受付簿(別紙1)に氏名、居住小学校区を記入するものとする。
- 2 前項の場合において、委員会は、会議の傍聴に関する注意事項(別紙2)を会場に掲示するとともに、記載事項を遵守する旨の同意を求めるものとする。
 - 3 委員会は、傍聴の承認をするに当たっては、傍聴希望者受付簿に記入した傍聴希望者の順にこれを行うものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、委員会は、会場の収容人員に応じて、傍聴希望者を制限することができる。
 - 5 委員会は、第3項の規定により、傍聴の承認をしたときは、傍聴者に傍聴承認書(別紙3)を交付するものとする。

(傍聴を承認しない者)

第3条 委員会は、傍聴希望者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴の承認をしないものとする。

- (1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード、その他示威行為のために利用すると認められるものを携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は当該会議の協議等を阻害する行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の協議等を阻害すると委員会が認める行為をしないこと。

(遵守事項を守らない場合の措置)

第5条 委員会は、傍聴者が会議を傍聴するに当たり前条の規定による遵守事項を守らないときは、これを注意し、当該傍聴者がなおこれに従わないときは、当該傍聴者を会場から退場させることができる。

(会議資料の提供)

第6条 委員会は、傍聴者に会議資料を配布することにより、傍聴者が会議の内容を理解することが容易となるよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 年 月 日から実施する。

(別紙2)

会議の傍聴に関する注意事項

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議の会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の協議等を阻害する行為をしないこと。

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴するに当たり上記の規定による遵守事項を守らないときは、会場から退場していただく場合があります。

神崎中学校区統合校運営委員会

(別紙3)

No. _____

傍聴承認書

第 回神崎中学校区統合校運営委員会の会議の傍聴を承認します。

神崎中学校区統合校運営委員会

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

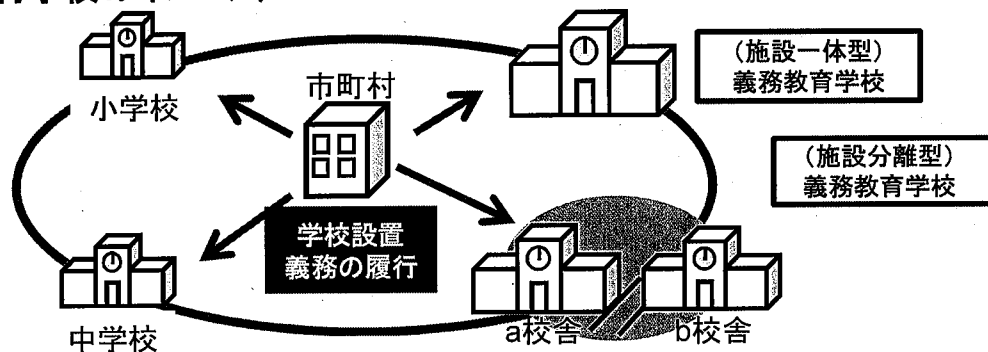
1. 法律の概要

(1) 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

- 趣旨・位置付け 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
- 設置者・設置義務 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係)
 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
- 目標・修業年限 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係)
 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
- 教職員関係 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係)
 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
- 施設整備 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

(参考:義務教育学校のイメージ)



(2) 高等学校等専攻科修了生の大学への編入学

- 学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させることができるようにする等のため、修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準(※)を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設(学校教育法第58条の2関係)
- ※ 文部科学大臣が定める基準は、既に大学への編入学が認められている、専修学校専門課程と同等の基準(省令・告示で、修業年限、総授業時数、教員資格等を規定)とする予定

(参考:高等学校専攻科の概要)

- 入学資格 高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の卒業生
- 設置校数: 138校 在籍生徒数: 8,333人(平成24年 文部科学省調べ)
- ※ 分野としては看護に関する学科(76校、6,726人)が多い。

2. 施行期日

平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

(参考) 小中一貫教育に関する制度の類型

義務教育学校		小中一貫型小学校・中学校	
	義務教育学校	中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	— 9年 (前期課程6年+後期課程3年)	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	小学校6年、中学校3年
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	○	○	○
指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

平成28年度における義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校の設置数

	設置者数	設置数	施設形態
・義務教育学校	13都道府県 15市区町	22校	施設一体型19校 施設隣接型 3校
・小中一貫型小学校・中学校			
併設型	21府県 37市町村	115件 (小学校231校、 中学校115校、 計346校)	施設一体型13件 施設隣接型10件 施設分離型89件 未定3件
連携型	2学校法人 0	2件 (小学校2校、中 学校2校、計4校)	施設一体型2件

【小中一貫型小学校・中学校】

○ 中学校併設型小学校・小学校併設型中学校

同一の設置者が設置する小学校と中学校において、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す学校(設置者の定めるところにより、一貫した教育課程と一貫教育を施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件)

○ 中学校連携型小学校・小学校連携型中学校

設置者が異なる小学校と中学校において、一貫性に配慮した教育を行うために、小学校の設置者と中学校の設置者が協議して、教育課程を編成する学校。(※一部事務組合立等を想定)

※平成28年度は、国立の設置予定はなし

協議・報告事項

- 1 小中一貫教育校の運営に係る検討 < 担当：学校、教育委員会 >
 - (1) 小中一貫教育校の運営について
 - (2) 大分市コミュニティ・スクールの導入について

- 2 学校名、校歌、校章の改正に係る検討 < 担当：保護者、自治会、教育委員会 >
 - (1) 学校名の検討について
 - (2) 校歌、校章の検討について

- 3 PTA組織の改編に係る検討 < 担当：保護者、学校 >
 - (1) 統合後のPTA組織について

- 4 制服の導入に係る検討 < 担当：学校、保護者、教育委員会 >
 - (1) 制服の導入について

- 5 統合に伴う環境整備 < 担当：教育委員会、学校 >
 - (1) 校舎からプール・体育館への移動経路の整備について
 - (2) 神崎中学校のテニスコートの整備について
 - (3) こうざき小学校の校舎外壁改修について

- 6 通学環境の整備 < 担当：学校、自治会、教育委員会 >
 - (1) 県道715号線の幸崎駅周辺の改善に向けた取組について
 - (2) 神崎中学校前のバス停留所の改善に向けた取組について
 - (3) 通学路の安全確保に伴う防犯灯の設置に向けた取組について

- 7 小規模特認校制度の導入に係る検討 < 担当：学校、教育委員会 >
 - (1) 小規模特認校制度の導入に係る検討について

8 その他 < 担当：学校、保護者、自治会、教育委員会 >

(1) 統合記念事業について

■ 今後のスケジュール

	28 年度	29 年度	30年度
学校の運営	小中一貫教育校の運営、コミュニティ・スクール導入の検討		小中一貫教育校への移行
学校名 校歌 校章	学校名の検討	校歌・校章の検討	
PTA	PTA組織の検討		
制服	制服の導入に係る検討		
環境整備	移動経路、テニスコートの整備、校舎外壁改修		
通学環境	神崎駅周辺、バス停留所、防犯灯の設置に向けた取組		
特認校制度	小規模特認校制度の導入に係る検討		
記念事業		統合記念事業の検討	

* 小規模特認校の導入は平成31年4月を目標とします。

○ 児童数及び学級数の推移

番号	年度	H28		H29		H30		H31		H32		H33		H34	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
55	こうざき小	151	6	144	6	120	6	118	6	105	6	86	6	73	6

○ 年度別 児童数及び学級数の推移

番号	H28	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
55	こうざき小	21	1	28	1	21	1	25	1	33	1	23	1	151	6	0	0	151	6

番号	H29	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
55	こうざき小	16	1	21	1	28	1	21	1	25	1	33	1	144	6	0	0	144	6

番号	H30	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
55	こうざき小	9	1	16	1	21	1	28	1	21	1	25	1	120	6	0	0	120	6

番号	H31	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
55	こうざき小	23	1	9	1	16	1	21	1	28	1	21	1	118	6	0	0	118	6

番号	H32	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
55	こうざき小	8	1	23	1	9	1	16	1	21	1	28	1	105	6	0	0	105	6

番号	H33	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
55	こうざき小	9	1	8	1	23	1	9	1	16	1	21	1	86	6	0	0	86	6

番号	H34	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
55	こうざき小	8	1	9	1	8	1	23	1	9	1	16	1	73	6	0	0	73	6

○ 生徒数及び学級数の推移

番号	年度	H28		H29		H30		H31		H32		H33		H34	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
27	神崎中	96	4	86	4	89	4	82	4	80	4	75	4	71	4

○ 年度別 生徒数及び学級数の推移

番号	H28	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
27	神崎中	32	1	30	1	33	1	95	3	1	1	96	4

番号	H29	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
27	神崎中	23	1	32	1	30	1	85	3	1	1	86	4

番号	H30	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
27	神崎中	33	1	23	1	32	1	88	3	1	1	89	4

番号	H31	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
27	神崎中	25	1	33	1	23	1	81	3	1	1	82	4

番号	H32	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
27	神崎中	21	1	25	1	33	1	79	3	1	1	80	4

番号	H33	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
27	神崎中	28	1	21	1	25	1	74	3	1	1	75	4

番号	H34	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
27	神崎中	21	1	28	1	21	1	70	3	1	1	71	4